資料２－１

愛知県外来医療計画について

１　策定の趣旨

○　外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の状況にあり、地域によっては協議が十分に行われていない現状にある。

○　こうした状況に対応するため、2018 年７月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が制定され、**都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取組を推進する**こととなった。

２　計画の位置づけ

外来医療計画は、医療計画の一部として位置づける。

３　計画期間

2027 年度から 2029 年度までの３年間とする。

４　外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

○　厚生労働省が示す計算式に基づき、外来医師偏在指標（医療需要及び人口構成とその変化や患者の流出入を反映するなどして、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す指標）を都道府県において定める。

○　厚生労働省が示すガイドラインにおいて、外来医師偏在指標の値が全国の２次医療圏(330 医療圏)の中で上位 33.3%(110 位)までに該当する２次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされていることから、**名古屋・尾張中部医療圏**（全国順位 20 位）**を外来医師多数区域として設定する**。

２次医療圏名	外来医師偏在指標		外来医師多数区域
		全国順位	
名古屋・尾張中部	141.2	20 位	○
海部	84.5	267 位	
尾張東部	106.0	142 位	
尾張西部	100.1	179 位	
尾張北部	95.0	213 位	
知多半島	93.0	225 位	
西三河北部	89.7	242 位	
西三河南部東	94.9	214 位	
西三河南部西	82.5	277 位	
東三河北部	96.9	200 位	
東三河南部	89.7	243 位	
愛知県	109.5	―	
全国	115.7	―	

５　協議の場

○　**各構想区域地域医療構想推進委員会を協議の場として設定**し、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行う。

【協議の場における協議事項】
＜全ての医療圏で協議する事項＞
・地域外来医療のうち「地域で不足している外来医療機能」に関する検討（初期救急医療、在宅医療、産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療）
・医療機器の効率的な活用に関する検討
＜外来医師多数区域の医療圏で協議する事項＞
・外来医師多数区域における新規開業者への届出の際に求める事項（地域で不足する外来医療機能を担うことを求める）
・新規開業者が拒否した場合の協議の場への出席要請と協議の結果の公表

※　外来医療計画は医療計画の一部であるため、現行の外来医療計画策定時と同様、計画策定時は圏域保健医療福祉推進会議で検討を行う。

６　改定のポイント

（１）地域外来医療の検討に関する記載を追加

○　2025 年 12 月 12 日に「医療法等の一部を改正する法律」が制定され、都道府県は、地域において特に必要とされる外来医療（以下「**地域外来医療**」という。）**に関する事項を**、外来医療に係る協議の場において、**関係者との協議を行い、その結果を取りまとめ、公表、周知する**こととされた。

○　また、都道府県は、厚生労働省令で定める基準を超え、特に地域外来医療を確保する必要があると認められる区域を**外来医師過多区域**として指定し、当該区域における**新規開業希望者に対して**、医療法に基づき、開設６か月前までに事前届出を求め、**地域で不足している医療機能や医師不足地域での医療の提供を要請、勧告、従わない場合は公表を行うことができる**こととなった。

○　本県においては、**厚生労働省令で定める基準を超える２次医療圏がないため、外来医師過多区域の指定は行わない**が、地域外来医療のうち**「地域で不足する医療機能」について、**ガイドラインに基づき、**改めて協議を行う**こととする。

（２）その他、協議の参考となるデータ等を時点修正

（参考）外来医師過多区域について

【厚生労働省令で定める外来医師過多区域の基準】
- 外来医師偏在指標について、「全国平均値＋標準偏差の 1.5 倍」以上
  かつ
- 可住地面積あたり診療所数が上位 10%以上

当該基準に該当する以下９箇所の２次医療圏が、国が提示する外来医師過多区域の候補区域とされた。

都道府県	二次医療圏名	該当市区町村
東京都	区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
東京都	区西部	新宿区、中野区、杉並区
東京都	区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区
京都府	京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
大阪府	大阪市	大阪市
福岡県	福岡・糸島	福岡市、糸島市
東京都	区南部	品川区、大田区
東京都	区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区
兵庫県	神戸	神戸市